

不利益処分の内容	工事原因者への工事施行命令（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 18 条準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
工事原因者への工事施行命令は、河川工事の必要を生じさせることが明らかな原因が存し、それによる河川工事の必要性が明白に認められる場合に行うこととする。			

不利益処分の内容	洪水時等における業務従事命令（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 22 条第 2 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
水害発生の危険が切迫した場合には、付近居住者又はその現場にある者を業務に従事させることができることとされている。ここで、「危険が切迫した場合」とは、警戒水位を超えた場合等が想定される。			

都市 4－3

不利益処分の内容	工作物用途廃止後の原状回復命令（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 31 条第 2 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 100 条第 1 項の規定により準用する法第 31 条第 2 項の規定により、法第 26 条第 1 項の許可を受けて工作物を設置している者が、当該工作物の用途を廃止した場合に、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を現状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができることとされている。 ここで、「河川管理上の必要」とは、治水上、利水上、河川環境上他の河川の使用のため又は将来の予想される必要も含むこととし、「原状」とは、工作物を設置する前の河川の状態をいい、「その他必要な措置」とは、工作物を存置させることを前提とした、損壊防止のための改築命令、定期的な補修命令等をいう。			

都市 4－4

不利益処分の内容	河川の従前の機能の維持の指示（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 44 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処 分 基 準			
本市の準用河川の流域には、現在ダムはなく、また、その計画もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	ダムの操作規程の変更命令（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 47 条第 4 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
本市の準用河川の流域には、現在ダムはなく、また、その計画もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	洪水調節のための指示（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 52 条準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
本市内の準用河川の流域には、現在ダムはなく、また、その計画もない。 したがって、本件処分は現時点ではあり得ないので、処分基準は設定しない。			

都市 4－7

不利益処分の内容	工事費用の原因者への負担命令（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 67 条準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事に要する費用であること。 ここで、「他の工事」の例としては、橋梁の工事のため必要を生じた堤防の水防用通路の改築工事などがあり、「他の行為」の例としては、堤防の沈下をもたらした重車輛の通行などがある。			
2 その必要を生じた限度において費用の全部又は一部を負担させるものであること。 ここで、「必要を生じた限度」とは、他の工事又は他の行為により直接必要を生じた河川工事であって、当該必要を生じた時点における河川又は河川管理施設の機能の回復を限度とすることをいう。			
3 他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させるものであること。			

都市 4－8

不利益処分の内容	附帯工事費用の原因者への負担命令（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 68 条第 2 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
附帯工事の原因となった河川工事が、他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合には、その必要を生じた限度において、当該附帯工事に要する費用の全部又は一部をその原因となった他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができることとされている。 ここで、「附帯工事」とは、河川工事により必要を生じた他の工事では例えば、河川の拡幅又は嵩上げ等の河川工事の施行に伴い必要となる橋梁、水門、樋門、樋管等の河川工作物の付け替え、改築等の工事を、河川工事を施行するために必要を生じた他の工事では例えば、河川工事の材料運搬のために必要とされる道路の拡幅、橋梁の補強等の工事をいい、「その必要性を生じた限度」とは、河川工事により必要を生じた他の工事の場合には、河川区域内に権原に基づき設置されている工作物の移転、改築等を行うことをいい、河川工事を施行するために必要を生じた他の工事の場合には、当該必要を生じた工事に要する費用をいう。 なお、工事に要する費用には、次のようなものがある。 1 附帯工事を施行するために必要な調査、測量、作業場、材料置き場等の仮設物の設置等の準備行為に要した費用 2 工事用地の取得、機械器具の購入又は使用等に要した費用 3 用悪水路の付替工事によって必要を生じた農道橋の架設工事又は道路橋の継ぎ足し工事及びその取付道路工事に伴い必要を生じた家屋の嵩上げ工事等に要した費用			

不利益処分の内容	延滞金の徴収（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 74 条第 5 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
負担金等を納期限までに納付しない者に対して、法第 74 条第 1 項の規定により督促をした場合に年 14.5 パーセントの割合で、納期限の翌日から当該負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することとする。			

不利益処分の内容	許可の取消し等又は必要な措置命令（準用河川、法令違反等がある場合）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 75 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 この法律若しくはこの法律に基づく政令又はこれらの規定に基づく処分に違反した場合			
2 許可又は承認に付した条件に違反した場合			
3 詐欺その他不正な手段により許可又は承認を受けた場合			

都市 4－11

不利益処分の内容	許可の取消し等又は必要な措置命令（準用河川、法令違反等がない場合）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 75 条第 2 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失った場合			
2 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があった場合			
3 洪水、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上支障を生ずることとなった場合			
4 河川工事のためやむを得ない必要がある場合			
5 4 に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要がある場合			
ここで、「公益上やむを得ない必要がある場合」とは、河川工事以外の河川管理上必要な場合又は広く社会一般の利益を保護するために必要を生じた場合をいう。			

都市 4－12

不利益処分の内容	損失補償金の原因者への負担命令（準用河川）		
根拠法令及び条項	河川法第 100 条第 1 項（第 76 条第 3 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
損失補償を行う場合が河川工事以外の他の公益上の理由によるときは、補償金を当該理由を生じさせたものに転嫁して負担させようとするものである。例えば、道路橋を設けるために、既存の河川敷占用者に対して占用の取消しを行い、そのために損失を受けた者がある場合などがある。 ここで、「他の公益上の理由によるとき」とは、河川工事以外の河川管理上必要な場合又は広く社会一般の利益を保護するために必要を生じた場合をいう。			

不利益処分の内容	砂防に関する費用の不均一賦課		
根拠法令及び条項	砂防法第 21 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
本市は、負担金を徴収していないので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	居住者等への水防業務従事命令		
根拠法令及び条項	水防法第 24 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
洪水、高潮等の水害によって具体的な危険が、現に発生している場合又は明らかにその発生が予知される場合であって、本条による処分が客観的に妥当であると判断されること。			

都市 4－15

不利益処分の内容	物件移転費用等の納付命令		
根拠法令及び条項	土地収用法第 128 条第 3 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 市長が代行に要した費用を明渡裁決に係る補償金から徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認められること（具体的には、既に補償金の払渡し若しくは供託がなされているとき、義務者が受けるべき補償金がないとき、又は補償金が代行費用に充たないとき）。			
2 代行が完了しており、代行に要した費用が確定していること。			

都市 4－16

不利益処分の内容	物件移転費用等の納付の督促		
根拠法令及び条項	土地収用法第 128 条第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
物件移転費用等の納付の督促は、法第 128 条第 4 項の規定により、納付すべき金額を納期限までに完納しないときに行わなければならないこととされている。			
したがって、この法律の規定により言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	物件移転費用等の納付命令		
根拠法令及び条項	土地収用法第 138 条第 1 項（第 128 条第 3 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	第 128 条第 3 項の「物件移転費用等の納付命令」の処分基準を準用する。		

不利益処分の内容	物件移転費用等の納付の督促		
根拠法令及び条項	土地収用法第 138 条第 1 項（第 128 条第 4 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由	物件移転費用等の納付の督促は、法第 128 条第 4 項の規定により、納付すべき金額を納期限までに完納しないときに行わなければならないこととされている。 したがって、この法律の規定により言い尽くされているので、処分基準は設定しない。		

都市 4－19

不利益処分の内容	違反建築物の除却命令等		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 76 条第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 76 条第 1 項の規定に違反し、又は法第 76 条第 3 項の規定により付した条件に違反することとなった事項を個々具体的に、道路予定地等における建築行為等、土地区画整理事業の障害を排除する必要があるかどうかを土地区画整理事業の趣旨・目的等を勘案し総合的に判断して行う。			

都市 4－20

不利益処分の内容	建築物の移転又は除却費用の徴収		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 78 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
建築物の移転又は除却費用の徴収については、法第 78 条第 2 項の規定により、当該移転し、又は除却した建築物等が法第 76 条第 4 項若しくは第 5 項、都市計画法第 81 条第 1 項若しくは第 2 項又は建築基準法第 9 条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合に、法第 78 条第 4 項の規定により準用される行政代執行法第 5 条及び第 6 条の規定により行うものとする。			

不利益処分の内容	仮清算金の徴収		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 102 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
仮清算金の徴収については、法第 102 条第 1 項の規定により、法第 98 条第 1 項の仮換地の指定又は第 100 条第 1 項の使用収益を停止させた場合において、必要があると認めるときに清算金の徴収の方法に準ずる方法により行うことができることとされている。 ここで、「必要があると認めるとき」とは、仮換地がそのまま換地として定まる可能性が強く、使用し、又は収益することを停止させた者が多い等、換地処分の公告の日を待つことなく金銭清算することが多くの人の便益を与えるときをいう。			

不利益処分の内容	清算金の徴収		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 110 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
清算金の徴収については、法及びこれに基づく命令並びに本市のそれぞれの土地区画整理事業施行条例及びそれぞれの清算金取扱規則の定めるところにより行うものとする。			

都市 4－23

不利益処分の内容	督促手数料及び延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 110 条第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
督促手数料及び延滞金の徴収については、法第 110 条第 1 項により徴収しようとする清算金を滞納し、法第 110 条第 3 項により督促状により督促した場合、本市のそれぞれの土地区画整理事業施行条例及び国税滞納処分の例により行うものとする。			

都市 4－24

不利益処分の内容	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 117 条の 2 第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
宅地の指定の取消しは、法第 117 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定する勧告を行い、当該勧告に従わなかった場合に行うことができることとされている。 ここで法第 117 条の 2 第 3 項に規定する「相当の期限」とは 1 月を下らないこととし、「住宅建設の適切な遂行を確保する上で支障があると認めるとき」とは、同条第 1 項及び第 2 項の期限内に住宅を建設しないとき及び第 85 条の 2 第 2 項において提出した建設計画と著しく差がありそれが支障となるときのみとする。			

不利益処分の内容	個人施行者の施行した処分の取消し等		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 124 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
個人施行者の施行した処分の取消し等は、事業又は会計（施行者がその目的を達成するために行う事業の運營業務の全般（組織体内部の管理的行為を含む。）をいう。）が、法（これに基づく命令を含む。）若しくは法に基づく行政庁の処分（法第 72 条第 1 項、法第 77 条第 6 項等による市町村長の認可など）又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合に、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合に、違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を命ずることができるとされている。具体的には、個人施行者の故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由、公益侵害の程度、違反の是正状況等を総合的に判断して行う。			

不利益処分の内容	個人施行者の施行認可の取消し		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 124 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
個人施行者の施行認可の取消しは、法第 124 条第 1 項の規定による命令に従わなかった場合に行うことができるとされている。具体的には、個人施行者の故意又は悪意の程度及びその理由等により、認可を取り消すべき必要性和この認可取消しによって生ずる影響とを比較考量して公益上の見地から総合的に判断して行う。			

都市 4－27

不利益処分の内容	組合のした処分の取消し等		
根拠法令及び条項	土地区画整理法第 125 条第 3 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 15 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
組合のした処分の取消し等は、事業又は会計（組合がその目的を達成するために行う事業の運営業務の全般（組織体内部の管理的行為を含む。）をいう。）が、法（これに基づく命令を含む。）若しくは法に基づく行政庁の処分（法第 72 条第 1 項、法第 77 条第 6 項等による市長村長の認可など）又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反すると認める場合、その他監督上必要がある場合又は法第 125 条第 2 項の規定による組合員の請求があった場合に、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合に、違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を命ずることができるとされている。具体的には、組合の故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由、公益侵害の程度、違反の是正状況等を総合的に判断して行う。			

都市 4－28

不利益処分の内容	組合の設立認可の取消し		
根拠法令及び条項	土地地区画整理法第 125 条第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 15 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
組合の設立認可の取消しは、法第 125 条第 3 項の規定による命令に従わなかった場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から 1 月を経過してもなお総会を招集しない場合に行うことができるとされている。 具体的には、組合の故意又は悪意の程度及びその理由等により、認可を取り消すべき必要性和この認可取消しによって生ずる影響とを比較考慮して公益上の見地から総合的に判断して行う。			

不利益処分の内容	原状回復等の措置の指示		
根拠法令及び条項	都市公園法第 10 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
原状回復等の措置の指示については、法第 10 条第 2 項の規定により、法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者に対して当該許可に係る期間が満了（更新する場合を除く。）し、又は廃止したときに、原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができることとされている。 ここで、「原状」とは、当初許可を受けた時点の状態をいい、「不適当な場合」とは、原状回復することにより他の施設を破損する場合で、期間満了時点の状態のままでも他に危険又は公園利用に影響がない場合（回復のための期間は除く。）をいう。 必要な指示についての内容は、状況が多岐にわたるため、事例が発生した時点で個々の状況に応じて行うこととする。			

不利益処分の内容	工事費用の原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	都市公園法第 13 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
都市公園に関する工事の必要を生じさせる原因となるもので工事費用の負担を命ずる場合で、「都市公園に関する工事以外の工事」とは、例えば、水道管の地下埋設工事等をいい、「都市公園を損傷した行為により生じた工事」とは、例えば、自動車等で公園施設を破損したことにより必要となった工事等をいい、「他の行為により現状を変更する必要がある生じた都市公園に関する工事」とは、例えば、公園利用の大型バス等の通行により必要となった園路の補強工事などをいう。 費用負担の程度は、発生した都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為に全て起因する場合は都市公園に関する工事に要する費用の全てを、その工事が他の工事又は他の行為により必要を生じて行われる工事の程度を超えて行われた場合は都市公園の工事に要した費用から超えた部分に要した費用を差し引いたものとする。			

都市 4－31

不利益処分の内容	附帯工事費用の原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	都市公園法第 14 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 14 条第 2 項に規定する費用負担の対象となる附帯工事とは、例えば、隣接地の工事により公園用地を補強する必要が生じ、この補強工事のため占用物件の移転が必要となる場合等であるが、状況が多様なため事例が発生した時点で個々の状況に応じて費用負担を命ずることとする。			

都市 4－32

不利益処分の内容	許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がある場合）		
根拠法令及び条項	都市公園法第 27 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している場合			
2 この法律の規定による許可に附した条件に違反している場合			
3 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた場合			

不利益処分の内容	許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がない場合）		
根拠法令及び条項	都市公園法第 27 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合			
2 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合			
3 1、2に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
ここで、「公益上やむを得ない必要が生じた場合」とは、広く社会一般の利益を保護するために必要を生じた場合をいう。			

不利益処分の内容	損失補償金の原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	都市公園法第 28 条第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
損失補償を行う場合が、公園の管理上の理由以外の他の公益上の理由によるときは、補償金を当該理由を生じさせたものに転嫁して負担させようとするものである。			
補償金額は、土地収用法による物件に関する補償基準及び関係補償基準を準用することとする。			
ここで、「他の公益上の理由によるとき」とは、広く社会一般の利益を保護するために必要を生じたときをいう。			

都市 4－35

不利益処分の内容	公園予定区域における原状回復等の措置の指示等		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 10 条第 2 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 10 条第 2 項の「原状回復等の措置の指示」の処分基準を準用する。			

都市 4－36

不利益処分の内容	公園予定区域における許可の取消し等又は必要な措置命令(法令違反等がある場合)		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 27 条第 1 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法 27 条第 1 項の「許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がある場合）」の処分基準を準用する。			

不利益処分の内容	公園予定区域における許可の取消し等又は必要な措置命令(法令違反等がない場合)		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 27 条第 2 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 27 条第 2 項の「許可の取消し等又は必要な措置命令（法令違反等がない場合）」の処分基準を準用する。			

不利益処分の内容	公園予定区域における損失補償金の原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 28 条第 4 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 28 条第 4 項の「損失補償金の原因者への負担命令」の処分基準を準用する。			

都市 4－39

不利益処分の内容	公園予定区域における工事費用の原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 13 条準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 13 条の「工事費用の原因者への負担命令」の処分基準を準用する。			

都市 4－40

不利益処分の内容	公園予定区域における附帯工事費用の原因者への負担命令		
根拠法令及び条項	都市公園法第 33 条第 4 項（第 14 条第 2 項準用）		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 14 条第 2 項の「附帯工事費用の原因者への負担命令」の処分基準を準用する。			